

**城里町まち・ひと・しごと創生
第 3 期城里町創生総合戦略
(案)**

**令和 8 年 4 月
城里町**

目 次

第1章	はじめに.....	1
1	計画の背景.....	1
2	計画の期間.....	1
第2章	計画の目標と枠組み.....	2
1	計画の目標.....	2
2	計画の枠組み.....	3
3	デジタル総合戦略の基本的施策の方向.....	4
4	地域ビジョン.....	5
5	計画の推進.....	5
第3章	施策に関する基本的な方向.....	7
基本目標1	本町における安定した雇用を創出する.....	7
1	地域産業の競争力強化.....	8
2	安心して働ける環境の整備.....	9
3	企業誘致・起業家支援.....	10
基本目標2	本町への新しい人の流れをつくる.....	11
1	移住・定住の促進.....	12
2	交流人口の創出・拡大.....	14
3	町外在住者等との関係構築.....	16
基本目標3	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる.....	17
1	交流・婚活・結婚支援.....	18
2	切れ目ない子育て支援.....	19
3	子育て環境の整備.....	21
基本目標4	あらゆる世代にとって安全・安心で快適な居住環境をつくる.....	22
1	生活利便性の高いまちづくり.....	23
2	快適な生活を支える基盤の整備.....	25
3	地域の問題解決力の強化.....	26

資料編

第1章 はじめに

1 計画の背景

2014（平成26）年11月、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生※に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的として、「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。

本町においても、この「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づき、2016（平成28）年3月に「城里町創生総合戦略」及び「城里町人口ビジョン」を2021年（令和3）10月に「第2期城里町創生総合戦略」及び「城里町人口ビジョン」を策定し、10年間に渡ってまち・ひと・しごとの創生に取り組んできました。

今回、「第2期城里町創生総合戦略」の5か年の計画期間が2025（令和7）年度をもって終了することを受けて、計画の効果検証を踏まえた「第3期城里町創生総合戦略」を策定することとします。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

2 計画の期間

本計画は、2030（令和12）年度を目標年度とし、計画期間は2026（令和8）年4月から2031（令和13）年3月までの5か年とします。

第2章 計画の目標と枠組み

1 計画の目標

(1) 政策5原則

国は、まち・ひと・しごとの創生に向けて、「自立性」「将来性」「地域性」「総合性」「結果重視」からなる「政策5原則」を掲げて、これに基づいた施策展開の必要性を示しています。

本町では、国の5原則の内容を踏まえた町の「政策5原則」を以下のように定めて、計画の効率的な実行を図ります。

- ① **自立性** : 地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるような施策に取り組む。
- ② **将来性** : 本町の魅力や価値を継続的に向上するような事業や施策を展開するため、一過性の対症療法にとどまらない構造的な問題に取り組む。
- ③ **地域性** : 客観的データに基づく実状分析や将来予測のもと、地域の強みや魅力を活かし、地域の実態に合った施策の展開に取り組む。
- ④ **総合性** : 限られた財源や時間の中で最大限の効果を上げるため、政策を集中的に実施するとともに、多様な主体との連携や広域での連携による総合的な政策に取り組む。
- ⑤ **結果重視** : PDCA サイクルに基づき、具体的な数値目標・重要業績評価指標を設定し、政策効果を検証、必要な改善に取り組む。

(2) 4つの目標

国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、地域の社会課題解決・魅力向上を図るために、(1) 地方に仕事をつくる、(2) 人の流れをつくる、(3) 結婚・出産・子育ての希望をかなえる、(4) 魅力的な地域をつくる、という施策目標を掲げています。これらは、第2期計画の基本目標と概ね一致していることから、第3期計画においても施策の継続性を重視する観点から、以下の4つの目標を踏襲し、引き続き地方創生を推進していきます。また、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、新たに「デジタルの力を活用した地方の社会課題解決」「デジタル実装の基礎条件整備」という2つの施策の方向が示されていますが、既存の4つの基本目標の中でこの内容を反映した事業等を追加して対応を図ることとします。

基本目標1 本町における安定した雇用を創出する

- ・望む全ての人が、安心して働くための産業振興と雇用の場づくりを目指します。

基本目標2 本町への新しい人の流れをつくる

- ・地域の魅力発信と定住の受け皿づくりを目指します。

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ・若い世代の希望に応じた結婚・出産・子育てができる環境づくりを目指します。

基本目標4 あらゆる世代にとって安全・安心で快適な居住環境をつくる

- ・互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

2 計画の枠組み

前頁の4つの基本目標を実現するため、以下に示す合計12の施策を定めて、まち・ひと・しごととの取組を推進します。

基本目標	施策
1 本町における安定した雇用を創出する 望む全ての人が、安心して働くための産業振興と雇用の場づくりを目指します。	1 地域産業の競争力強化 2 安心して働ける環境の整備 3 企業誘致・起業家支援
2 本町への新しい人の流れをつくる 地域の魅力発信と定住の受け皿づくりを目指します。	1 移住・定住の促進 2 交流人口の創出・拡大 3 町外在住者との関係構築
3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 若い世代の希望に応じた結婚・出産・子育てができる環境づくりを目指します。	1 交流・婚活・結婚支援 2 切れ目のない子育て支援 3 子育て環境の整備
4 あらゆる世代にとって安全・安心で快適な居住環境をつくる 互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。	1 生活利便性の高いまちづくり 2 快適な生活を支える基盤の整備 3 地域の問題解決力の強化

3 デジタル総合戦略の基本的施策の方向

【基本的な考え方】

- ・社会情勢がこれまでとは、大きく変化している中、今こそデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。
- ・地方に住み働きながら、都会に匹敵する情報やサービスを利用できるようにすることで、地方の社会課題を成長の原動力とし、地方から全国へとボトムアップの成長につなげる。
- ・デジタル技術の活用は、実装の段階に着実に移行しつつあり、デジタル実装に向けた各府省庁の施策の推進に加え、交付金の活用により各地域の優良事例の横展開を加速化する。
- ・これまでの地方創生の取組も改善を加えながら推進していくことが重要である。

【施策の方向】

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

1 地方に仕事をつくる

スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業・食品産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出 等

2 人の流れをつくる

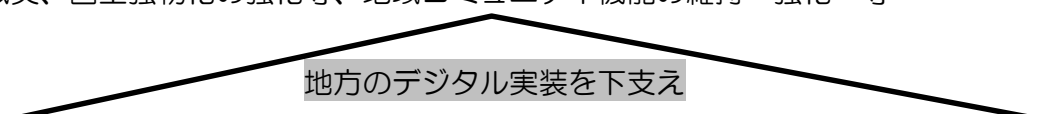
転職なき移住の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり 等

3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進 等

4 魅力的な地域をつくる

教育DX、医療・介護分野におけるDX、地域交通・インフラ・物流DX、まちづくり、防災・減災、国土強靱化の強化等、地域コミュニティ機能の維持・強化 等



地方のデジタル実装を下支え

デジタル実装の基礎条件整備

1 デジタル基盤の整備

デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連携基盤の構築、エネルギーインフラのデジタル化 等

2 デジタル人材の育成・確保

デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成、デジタル人材の地域への還流促進、女性デジタル人材の育成・確保 等

3 誰一人取り残されないための取組

デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現、経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正、利用者視点でのサービスデザイン体制の確立 等

4 地域ビジョン

当町は地域ビジョンとして、「人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち」を掲げ、自然の恵みと人々の創意工夫が互いを高め合い、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりを目標とします。更には、地域文化や産業の魅力を引き出し、誰もが誇りを持って暮らせるまちを目指します。

今後も「働く場所をつくる・住みよい環境をつくる・住む場所をつくる・住み続けたいと思う心を育成する」という4つの政策を地域ビジョンの柱として各種施策事業に取り組んでまいります。

この地域ビジョンを実現するため、第3期計画においても具体的な指標を設定し、施策・事業の効果を検証することで改善のサイクルを構築します。地域の強みを最大限活かし、人と自然が輝く住みよいまちを実現するため、引き続き取り組みを推進していきます。

5 計画の推進

(1) 策定体制

まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたっては、関係団体の代表者で構成される「城里町まち・ひと・しごと創生有識者会議」を設置し、計画に記載する施策の方向性や具体的な事業について審議を行います。

また、庁内における調整については事務局である、まちづくり戦略課が中心となり、関係各課局や各種会議における施策や事業の検討及び調整を行います。

(2) SDGs を原動力とした計画の推進

SDGs とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、国連が人間、地球及び繁栄のための行動計画として策定したものです。

SDGs は、経済・社会・環境の統合的な取組を推進し、持続可能な住みやすい環境を目指すもので、本計画と重なる部分が多く、また施策を推進する上で相乗効果も期待できることから、SDGs を原動力とした地方創生を第3期計画においても引き続き推進していきます。

SDGs の掲げる 17 の目標のうち、施策と関係が深い目標を以下の記号を用いて表示します。



-
- 目標 1 貧困をなくそう
 - 目標 2 飢餓をゼロに
 - 目標 3 すべての人に健康と福祉を
 - 目標 4 質の高い教育をみんなに
 - 目標 5 ジェンダー平等を実現しよう
 - 目標 6 安全な水とトイレを世界中に
 - 目標 7 エネルギーをみんなに。そしてクリーンに
 - 目標 8 働きがいも経済成長も
 - 目標 9 産業と技術革新の基盤を作ろう
 - 目標 10 人や国の不平等をなくそう
 - 目標 11 住み続けられるまちづくりを
 - 目標 12 つくる責任、つかう責任
 - 目標 13 気候変動に具体的な対策を
 - 目標 14 海の豊かさを守ろう
 - 目標 15 陸の豊かさも守ろう
 - 目標 16 平和と公正をすべての人に
 - 目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう

（ 3 ） PDCA サイクルによる計画の検証

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つ視点からなるPDCAサイクルに基づき、基本目標ごとに設定した数値目標と、重要業績評価指標を用いて実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

第3章 施策に関する基本的な方向

基本目標1 本町における安定した雇用を創出する

【数値目標】

項目 (数値算出方法)	現状値	目標値	目標期間
市町村民所得 (茨城県市町村民経済計算)	480億円 (令和4年度)	500億円 (令和12年度)	単年
町支援制度を活用した町内就業者数(城里町集計)	7人 (令和6年度)	35人 (令和12年度)	5年間(累計)
仕事がつらい/商売や事業が しづらいと感じる人の割合 (町民アンケート)	68.6% (令和7年度)	63.6% (令和12年度)	5年間

【基本的な方向】

- ⇒進学や就職を機に町外へ転出する人の流れを抑制すること及び地方移住の大きなハードルとなっている仕事や収入面の環境を改善することを目指して、産業・雇用分野においてさまざまな施策・事業を展開します。
- ⇒第1期、第2期計画では、町の基幹的な産業となっている農林業の振興を中心に、地域の稼ぐ力を向上する取組を推進してきましたが、第3期計画でもこの取組を継続して実施します。
- ⇒農林業以外の分野においても、担い手の育成や事業環境の向上などを支援し、産業の活性化と雇用促進を図ります。
- ⇒創業や起業への支援する取組みを進め、町内に新しい魅力的な産業や雇用の創出を図ります。

～基本目標1を達成するためのデジタル技術活用方針～

- ①AI・ICTなどを活用したスマート農業の実践
- ②中小企業などのDX化支援
- ③キャッシュレス決済導入の促進
- ④コワーキングスペースやシェアオフィスなどの整備
- ⑤サテライトオフィスの誘致
- ⑥創業・起業への支援(クラウドファンディングなど)
- ⑦ふるさと納税の有効活用による新たなビジネスの創出支援
- ⑧テレワークをはじめとする多様で柔軟な働き方の普及

1 地域産業の競争力強化



【重要業績評価指標】

項目	現状値	目標値	目標期間
認定農業者及び新規就農者数（城里町集計）	78人 （令和6年度）	88人 （令和12年度）	5年間 （累計）
農業産出額（市町村別農業産出額）	67.7億円 （令和5年度）	70億円 （令和12年度）	単年
直販施設（道の駅かつら、物産センター山桜）の年間売上高（城里町集計）	7.2億円 （令和6年度）	11.5億円 （令和12年度）	単年

【主な事業】

施策① 生産性の向上

■農地集積・集約化事業

農地中間管理機構を活用して、農地利用の集積や優良農地の確保、遊休農地の解消を図る。

■土地改良事業・農業競争力強化農地整備事業

労働・土地生産性を向上する農地の基盤整備・再基盤整備を推進する。

■スマート農業・スマート林業推進事業

水田の水管理やハウスの温度管理、ドローンやセンシング技術の導入等をはじめとするスマート農業・スマート林業を推進する。

施策② 付加価値の向上

■城里ブランド推奨品創出事業

農業・工業分野において、町内外に地元特産品として広く普及することを目指す「城里町ブランド推奨品」に相応しい優良な特産品の掘り起こしや開発支援を行う。

■町産農産物の加工等による高付加価値化事業

地域産品と町内産業の融合による新たな商品の開発を推進する。

■農業活用6次産業化推進事業

生産、加工、販売、レストラン経営などによる6次産業化に向けた商品開発を支援する。

■有害鳥獣資源化事業

捕獲した有害鳥獣を有効活用した商品のPRや、新たな商品開発の支援を行う。

施策③ 流通・販売体制の強化

■道の駅かつら建替え整備事業（修正）

那珂川大橋の架け替えにあわせて建替え整備を行う。城里町を代表する観光施設として親しまれてきたが施設の老朽化が進み、コンセプトも見直す時期を迎えていることから、魅力ある施設に再整備（建替え）する。

■城里ブランド向上推進事業

関係機関との連携により、「城里ブランド推奨品」の選考・普及や、アンテナショップの開設、オンライン販売（インターネット通販）の強化などを進め、特産品の販売強化を図る。

■ふるさと納税の推進

ふるさと納税の推進により、地域特産品の掘り起こしや町内企業のビジネスチャンスの創出、町外への本町の魅力PR、ファン獲得などを図るとともに、税収の確保を図る。

■販路開拓支援事業

農産物や加工品の販路を拡大する取組に対する助成やインターネットの活用支援等の実施を検討する。



2 安心して働ける環境の整備

【重要業績評価指標】

項目	現状値	目標値	目標期間
町内の民営事業所の事業所数（経済センサス）	—	663事業所 （令和12年度）	5年間
町内の民営事業所の従業者数（経済センサス）	—	4,700人 （令和12年度）	5年間

【主な事業】

施策① 担い手の育成

■担い手総合支援事業

農業分野における人材の育成や新規就農者の参入の支援を行う。

■インターンシップ・キャリア教育推進事業

地元企業へのインターンシップ制度を導入し、キャリア教育の推進と地元企業への就職促進を図る。

施策② 安定した雇用の確保

■町内企業地元雇用促進支援事業

地元雇用を行う町内企業に対する法人税の優遇や助成金の交付、給与の助成等の拡充を検討する。

■本社機能誘致事業（地方拠点強化税制活用事業）

地方拠点強化税制を活用し、既存企業を中心とした本社機能の強化・拡充を図る。

■介護・医療・福祉事業所と連携した移住定住促進事業（修正）

町内の病院、介護事業所、認定こども園等に勤める移住者に対し家賃助成や引越し支度金等を助成する。

■福祉産業育成・誘致事業

高齢者向けサービス企業の地元育成や誘致を行う。

■中小企業経営支援事業

町内企業との情報交換を通じて地元中小企業のニーズを確認し、経営指導や設備資金等の融資斡旋、販路開拓のサポート、事業継承等に対する支援メニューの拡充を検討する。

施策③ ワーク・ライフ・バランスを実現する環境の確保

■延長保育事業

早朝・夕方の延長保育の拡充とPRの強化を図る。また、病児・病後児に対する保育の導入を検討する。

■町内企業振興事業

働きやすい環境づくりを目指して、一定の雇用条件を満たす企業に対する融資等の実施を検討する。

3 企業誘致・起業家支援

【重要業績評価指標】

項目	現状値	目標値	目標期間
企業誘致による累計立地件数（城里町集計）	0件 （令和6年度）	3件 （令和12年度）	5年間 （累計）
起業支援による累計起業件数（城里町集計）	1件 （令和6年度）	5件 （令和12年度）	5年間 （累計）

【主な事業】

施策① 新規企業の立地促進・連携強化

■企業誘致推進事業

企業訪問活動により立地動向や進出意向を把握し、これをもとに企業立地奨励金の交付や町遊休地情報の提供等の企業誘致を展開する。

■町内企業との情報交換推進事業

町内企業と情報交換を行う場を設置し、支援ニーズや各産業分野や関連企業の動向等の情報を把握する。

■大規模商業施設誘致推進事業

生活に必要な物品が揃った大規模商業施設の誘致を推進し、町内の雇用の創出を図る。

■地方拠点強化税制活用事業

地方拠点強化税制を活用し、東京23区に本社を置く企業のサテライトオフィス等を誘致する。

■廃校施設等活用推進事業

廃校等の未利用の公共施設などを活用した工場や倉庫、研修所等の誘致を検討する。

■先端設備導入事業（追加）

先端設備を導入した町内企業に対して、固定資産税を優遇し企業の設備投資を推進する。

施策② 起業家が集まる・生まれる環境づくり

■空家・空店舗等リノベーション支援事業

空家・空店舗等を活用した新たな店舗や事務所等の開設を促進するため、賃料や改修等に対する支援を検討する。

■コワーキングスペース開設推進事業

起業家やテレワーカー等が集まるコワーキングスペースの開設を支援する。また、未利用の公共施設を活用した同種の施設の開設も検討する。

■情報通信ネットワーク環境整備事業

光ケーブル網との接続や公衆無線LANの整備などを進め、場所や時間の制約を受けずに仕事がしやすい環境を整える。

■地域資源・産業との交流促進事業

起業の種を産み育てる機会として、移住者や移住希望者等と地域資源・産業との交流の場を設ける。

■オープンデータ化等推進事業

行政が持つデータを活用して社会課題の解決を図るため、オープンデータ化や特定企業との協働事業の実施を検討する。

基本目標 2 本町への新しい人の流れをつくる

【数値目標】

項目 (数値算出方法)	現状値	目標値	目標期間
人口の転入超過数（住民基本台帳人口）	-60人/年 (令和6年度)	0人/年 (令和12年度)	単年
特に30～40代の転入超過数（同上）	0人/年 (令和6年度)	20人/年 (令和12年度)	単年

【基本的な方向】

- ⇒多くの交流人口・関係人口を獲得し、実際に移住・転入を検討している人の背中を押すことで、城里町への転入の増加を図ります。
- ⇒結婚や子育てを機に移住・定住を検討する若い世代を主要なターゲットに設定し、移住・定住の支援策や住宅等の受け入れ環境を整備することで、町への移住・定住を促進します。
- ⇒水と緑に囲まれた豊かな自然環境や歴史・文化等の地域資源を活かして、観光地の魅力向上やアウトドア・アクティビティの開発を進め、新しい道の駅を中心に観光産業の活性化や町を訪れる人（＝交流人口）の創出・拡大を図ります。
- ⇒城里町の出身者や観光等で訪れた人、インターネット等で城里町の情報に触れた人が町との関わりを継続的に持てるような仕掛けを講じ、移住・定住の予備軍やまちづくりの応援団の獲得を図ります。

～基本目標を達成するためのデジタル技術活用方針～

- ①観光交流人口のデータベース化とマーケティング
- ②AI・ICTなどを活用したスマート農業の実現
- ③観光交流施設などのリニューアル（デジタル技術活用）
- ④町公式ホームページのリニューアルによる町の魅力発信
- ⑤SNSを活用した情報発信
- ⑥空家バンク・移住定住ポータルサイトによる移住希望者への情報発信
- ⑦テレワークやリモートワークなどの環境整備による移住の促進
- ⑧ふるさと納税寄付者へのアプローチによる関係人口づくり
- ⑨当町の魅力発信によるオンライン関係人口の創出

1 移住・定住の促進



【重要業績評価指標】

項目	現状値	目標値	目標期間
子育て世帯向けの住宅・宅地の累計供給数（城里町集計）	0戸・区画 （令和6年度）	30戸・区画 （令和12年度）	5年間 （累計）
移住相談窓口での年間相談件数（城里町集計）	17件 （令和6年度）	100件 （令和12年度）	5年間 （累計）
空家バンクマッチング件数（城里町集計）	3件 （令和6年度）	15件 （令和12年度）	5年間 （累計）
地域おこし協力隊採用数（城里町集計）	8人 （令和6年度）	20人 （令和12年度）	5年間 （累計）

【主な事業】

施策① 移住・定住のきっかけづくり

■移住モニター事業／移住体験ツアー事業

町への移住を検討する人が短期間お試し生活できる環境を整備する。あわせて、体験ツアーの実施やPRの強化に取り組む。

■農業体験機会の拡大事業

直売所等で野菜づくり講座などのプログラムの実施やPRを行い、移住・定住や二地域居住等につなげる。

■地域おこし協力隊活用事業

「地域おこし協力隊」制度により「地域協力活動」を行いながら地域への定住・定着を目指す人材を確保する。

施策② 住む場所の供給の促進

■秩序ある住宅地開発誘導事業

周辺の環境と調和し、接道等の一定の条件を満たす良好な住宅地開発を誘導するため、土地利用規制を適切に運用するとともに、民間企業への支援や補助金等の立上げを検討する。

■子育て世帯対象分譲地販売事業

安心して子どもを育て、教育ができる環境を提供するため、学校区単位で計画的に宅地を確保し、子育て世帯等を対象に低額で分譲販売や貸付を行う。

■子育て世代向け共同住宅の整備事業

町営住宅団地の建替えにあわせて、手頃な家賃で入居できる子育てに対応した間取りの住戸を確保する。

■単身者向け町営住宅供給事業

単身者向けの間取りの住戸の確保や、既存施設の単身者向け募集の拡大等を検討する。

■若者・子育て世代向け住宅供給事業

子育て世代や若者に適した共同住宅等の整備促進や、安価な中古住宅の斡旋を行う。

■空家バンク事業

空家・空室等の情報を登録し、これを借りたい方等とマッチングすることで有効利用を図る。

■農地付き空家の流通促進事業

新規就農を促進する観点から、空家に付随する農地の流通条件の緩和を検討する。

■住宅改修支援事業

耐震・省エネ・バリアフリー等の改修やテレワークに対応した情報通信ネットワーク環境の整備に対する支援を実施して中古住宅の活用を促進する。

■空家活用支援補助事業（追加）

空家バンクを通じて空家の購入等をした移住者に対して、家屋修繕等のための補助金を交付し空家の流通促進を図る。

施策③ 移住・定住の支援

■移住相談事業

町内での生活や移住・定住の支援制度等に関する情報提供や相談を行う相談窓口を運営する。

■宅地購入助成事業

町が定める区域で土地を購入し住宅を新築する場合または住宅を購入した場合、一定の条件を満たした方に対して、土地の購入費の一部を補助する。

■住宅新築工事等助成事業

町内施工業者を利用して、一定条件を満たす住宅の新築・建替工事の費用の一部を助成する。

■介護・医療・福祉事業所と連携した移住定住促進事業【再掲】（修正）

町内の病院、介護事業所、認定こども園等に勤める移住者に対し家賃助成や引越し支度金等を助成する。

■三世代同居・近居支援事業

一定の条件を満たす出身者等の住替えを支援し、親世帯・子世帯の同居や近居を促進する。

■二地域居住等促進事業

移住・定住に対する支援策や補助金等の対象を二地域居住などの新しい居住形態まで拡大することを検討する。

2 交流人口の創出・拡大



【重要業績評価指標】

項目	現状値	目標値	目標期間
観光入込年間客数（観光客動態調査）	806千人 （令和6年度）	1,100千人 （令和12年度）	単年

【主な事業】

施策① 観光地の魅力の向上

■かわまちづくり計画の推進

那珂川の河原に良好な親水空間の形成を目指す「かわまちづくり計画」を推進する。

■道の駅かつら建替え整備事業【再掲】（修正）

道の駅かつら建替え整備とあわせて、ふれあい広場の再整備や周辺地域までの一体開発を実施する。

■ホロルの湯及びキャンプ場を活用した観光PR事業

ホロルの湯及びキャンプ場の機能更新・強化、PRを推進する。

■ホロルの湯及び野外活動施設の魅力向上事業（追加）

ホロルの湯及び野外活動施設の魅力を向上させるための施設の改良整備を実施する。

■親水性護岸整備事業

河川改修や護岸整備にあわせて、親水性が高く優れた景観を有する水辺空間の整備を図る。

■キャッシュレス決済導入支援事業

現金を使用せずに商品・サービスの料金の支払等を行うキャッシュレス決済端末の導入など観光施設、関連店舗における情報通信技術（ICT）の活用を支援する。

施策② 自然体験アクティビティ等の開発

■広域連携観光強化事業

常陸大宮市と連携して御前山・那珂川という魅力ある資源を活用した観光施策を推進する。また、広域観光の舵取り役を担う観光地域づくり法人（DMO）の形成・登録に向けた取組も推進する。

■グリーン・ツーリズム事業

農村と都市住民の交流や地域の活性化を図るグリーン・ツーリズムを推進する。また、都市農村観光の入口として、直売所等で野菜づくり講座などのプログラムの実施やPRを行う。

■観光・スポーツイベント開催支援事業

町内の観光拠点やスポーツ施設などを活用したイベントの開催、新たなアウトドア・アクティビティの開発等を支援する。

■サイクルツーリズム（自転車観光）推進事業

サイクリングルートの設定やガイド（案内人）付きツアーの検討、自転車走行環境の整備などにより自転車等による地域巡りを促進する。また、自転車を活用したイベントの誘致なども検討する。

■観光ガイド・インストラクター育成事業

観光客の受入や、新たな観光ルートやアクティビティの開発の担い手となる観光ガイド（案内人）・インストラクター（指導員）の育成を支援する。

■ハイキング・トレッキングコース整備事業（追加）

町内低山のハイキングコースを整備し、観光客の増加に繋がる取組みを推進する。

施策③ 滞在拠点の整備

■他地域居住者との交流施設整備・運営事業

未利用施設となっている廃校舎等を都市居住者と町民の交流施設として活用することを検討する。

■廃校舎等活用推進事業

廃校舎等を活用した大学等の合宿利用の受入や誘致を検討する。

■グリーン・ツーリズム事業【再掲】

グリーン・ツーリズムの中で、農家民泊等の滞在型のメニューの拡大を支援する。

■ホールの湯及びキャンプ場を活用した観光PR事業【再掲】

滞在拠点として町内のキャンプ場の機能更新・強化、PRを推進する。

■滞在型農園整備事業

二地域居住に対応した滞在型農園（クラインガルテン）等の整備を検討する。

■農村活性化・農泊推進事業（追加）

訪れる観光客をもてなす仕掛けやお土産品を開発し継続的に繋がる仕組みを構築する。

■古民家再生事業（追加）

島家に代表される地域に点在する古民家を活用して宿泊施設や体験施設、飲食施設等の整備を推進する。

3 町外在住者等との関係構築



【重要業績評価指標】

項目	現状値	目標値	目標期間
メディア〔茨城新聞〕掲載年間回数（城里町集計）	73回 （令和6年度）	75回 （令和12年度）	単年
町の公式SNSのフォロワー数（城里町集計）	1,083人 （令和6年度）	2,000人 （令和12年度）	単年
ふるさと納税年間件数（城里町集計）	3,272件 （令和6年度）	5,000件 （令和12年度）	単年

【主な事業】

施策① 町外在住者等との接点及びネットワークの構築

■「城里学」推進事業

児童生徒に対して、町の魅力を伝え郷土愛を育む「城里学」の取組を推進し、将来町を出ることになった場合でも、ふるさとに誇りを持ち続けることができる教育を推進する。

■観光・スポーツイベント開催支援事業【再掲】

出身者や観光客が町を来訪するきっかけとなる町内の観光拠点やスポーツ施設などを活用したイベントの開催を支援する。

■イベント等開催事業

「城里町民まつり」や「しろさとふるさとまつり」などの町ぐるみのイベントの開催等を行う。

■ふるさと納税の推進【再掲】

ふるさと納税を通じて地域のPRやファン獲得を推進する。

■シティ・プロモーション事業

SNSを活用した町のイメージアップや、町の認知を高め、特産品の購買や来訪、移住・定住へと誘導するシティ・プロモーションを推進する。

■ふるさと住民票事業

ふるさと納税利用者に町内施設の割引券や「（仮称）ふるさと住民票」等を交付して、町への来訪や継続的な関係の構築を図る。

■移住促進動画放映事業（追加）

映画館において、町外在住の方に向けて町の魅力を伝えるPR動画を放映し、移住定住の促進を図る。

■水戸ホーリーホック連携事業（追加）

水戸ホーリーホックがJ1に昇格したことを契機として、七会町民センター「アツマーレ」の機能を改善することで町とチームの連携を強化し、サポーターなど交流人口を増加させ更なる地域振興を図る。

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

【数値目標】

項目 (数値算出方法)	現状値	目標値	目標期間
出生数（住民基本台帳）	58人 (令和6年度)	52人 (令和12年度)	単年
0～4歳の子ども数（住民基本台帳）	337人 (令和6年度)	303人 (令和12年度)	単年

【基本的な方向】

- ⇒若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる切れ目のない支援制度等を用意して人口の自然減少（死亡数が出生数を上回るための減少）を抑制し、町の未来を担う子どもの誕生と健やかな成長を応援します。
- ⇒町民から高い評価を得ている子育て支援サービスの一層の拡充を図り、町民の出産や子育てに関する心身及び経済的な負担の軽減を図ることで、産み育てやすい環境をつくれます。
- ⇒子育て支援サービス以外の分野でも、子どもの遊び場の拡充などを進め、子どもを連れて外出がしやすい、子育てが楽しいと思えるようなまちの実現を目指します。
- ⇒こうした取組を積極的にPRすることで、30～40代（子育て世代）のUIJターンの促進を図ります。

～基本目標を達成するためのデジタル技術活用方針～

- ①デジタル機器を活用したリモートでの健康相談
- ②保育人材の確保（ICT活用による保育人材の負担軽減や質の向上など）
- ③各種情報などのアプリ配信
- ④LINE・SNSによる地域の子育て支援情報、相談支援に関する情報発信
- ⑤ICTを活用した効果的な学習（1人1端末やネットワーク環境など）
- ⑥GIGAスクールの推進（プログラミング学習の支援・実施、デジタル教材等の整備など）
- ⑦教育DXの推進（デジタル人材の確保、教員向けテレワークシステムなど）

1 交流・婚活・結婚支援



【重要業績評価指標】

項目	現状値	目標値	目標期間
婚活イベントの年間参加者数（城里町集計）	5人 （令和6年度）	50人 （令和12年度）	単年
婚姻年間件数（人口動態調査）	36件 （令和5年度）	40件 （令和12年度）	単年

【主な事業】

施策① 出会いの場づくり

■婚活支援体制の強化

広域連携によるイベントの開催等の婚活支援体制の強化を図る。

■若者向けスポーツ振興事業

若者が自然に出会い、親交を深めることができる場としてスポーツ活動の促進を図る。

施策② 結婚・子育てに対する気持ちの後押し

■次代の親育成事業

学校等で家庭・家族に関する教育を実施して、自己の生き方や進路を考える中で、結婚や子育てについてもイメージが持てるようなきっかけを与える。

■結婚新生活支援補助金助成事業

新たに婚姻され新生活を送ることとなった世帯に対して、住居費と引越費用の一部を補助する。

2 切れ目ない子育て支援



【重要業績評価指標】

項目	現状値	目標値	目標期間
待機児童数（城里町集計）	0人 （令和6年度）	0人 （令和12年度）	単年
子育て世代包括支援センターの月平均利用件数（城里町集計）	105件 （令和6年度）	105件 （令和12年度）	単年
子育て・教育環境が良いと感じる人の割合（町民アンケート）	54.7% （令和7年度）	59.7% （令和12年度）	5年間

【主な事業】

施策① 子育て支援サービスの充実

■子育てサークル活動等支援事業

子育て家庭が自主的に活動を展開するサークルの立上げや活動継続を支援する。また、会員同士の相互援助の仕組みであるファミリー・サポート・センターの運営を行う。

■保育施設の運営・支援事業

待機児童ゼロの継続（保育の量の確保）や、保育施設の運営や人材の育成（保育の質の向上）に対する支援の強化を図る。

■放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブ等により放課後の児童の健全育成や働く保護者の支援等を実施する。

施策② 子どもや保護者の心身の健康のサポート

■こども家庭センター事業（修正）

妊婦さんや0～18歳までのお子さんと家族を支援。妊婦・出産・子育て・しつけ・家族関係など、さまざまな悩みや不安に対して専門スタッフが一緒に考え、必要な支援につなげる。また、子どもや家族に関する地域の関係機関とも連携し、よりよい支援体制づくりを目指す。

施策③ 学校と地域による質の高い学びの場づくり

■学力向上・PR事業

町内の学校の優れた学習成果のPRと一層の向上を図る。

■校外学習支援事業

学外の人材や団体と連携して放課後や休日における学習支援を実施する。

■放課後子ども総合プラン

長期休暇などの期間に実施している子ども教室の開催時期の拡大を検討する。

■高等教育機関・研究機関誘致推進事業

大学・専修学校等の高等教育機関や研究機関の誘致を推進する。

施策④ 経済的な負担の軽減

■次世代育成支援金（修正）

18歳未満の子を養育する保護者で、出生により3人目以降の児童を養育することになった保護者に、出生時、3歳、6歳到達時に支援金を交付し、経済的な支援を強化する。

■学校給食費・教材費の助成事業

小学生・中学生の給食費の無償化を継続して実施する。

■通学費助成事業

バス・電車通学をする高校生等の交通費の助成を継続して実施する。

■保育所（園）・認定こども園の保育料の無償化

町内在住で認定こども園等に通う3～5歳児の保育料の無償化を継続して実施する。

■医療費助成事業

高校生までに拡大した子ども医療費助成を継続して実施する。

■0～2歳児の保育料無償化事業（追加）

保育料無償化に伴う施設運営費の差額を負担し、子育て環境の向上を図る。

■1～2歳児を自宅保育する保護者支援事業（追加）

保育所等を利用せず在宅で育児をする世帯に在宅支援金を交付し、子育て環境の向上を図る。

3 子育て環境の整備



【重要業績評価指標】

項目	現状値	目標値	目標期間
子育てポータルサイトの月平均訪問者数（城里町集計）	241人 （令和6年度）	300人 （令和12年度）	単年

【主な事業】

施策① “子育てしやすいまち” の積極的なPR

■子育て情報誌の作成事業

子育て家庭に役立つ情報をまとめた情報誌の作成・配布を行う。子育て情報誌の作成にあたっては、実際に子育てをする保護者に積極的に関わってもらうことで、子育て支援サークルや活動団体の立ち上げにつながることを期待する。

■子育てポータルサイトの運用事業

子育て情報をいつでもどこでも確認できるポータルサイト「しろさところさて」の運用の継続・拡充を図る。

■移住促進動画放映事業【再掲】

映画館において、町外在住の方に向けて町の魅力を伝えるPR動画を放映し、移住定住の促進を図る。

施策② 子どもを連れて外出しやすい環境の整備

■公園維持管理事業

子どもの遊び場となる公園の必要性・安全性等を確認し適切な維持管理を実施する。

■公園整備事業

子連れの家族が安全・安心に遊ぶことができる公園の整備をする。

■町営施設優待利用事業

子育て世帯に対する町営施設の優待利用や優先利用の導入を検討する。

■多目的トイレ・授乳室等設置事業

外出先でオムツ交換や授乳に困らないよう、公園や公共施設等において多目的トイレや授乳室などの設置を推進する。

■子育て支援協賛店登録事業

「いばらき子育て家庭優待制度」の協賛店の拡大や同制度の利用の促進を図る。あわせて、子育て世帯支援と店舗等の活性化を図る独自の制度の企画も検討する。

■お出かけマップ作成事業

多目的トイレや協賛店などを掲載し、子育て世帯に紹介するお出かけマップを作成する。

基本目標4 あらゆる世代にとって安全・安心で

快適な居住環境をつくる

【数値目標】

項目 (数値算出方法)	現状値	目標値	目標期間
住みたいと考える人の割合 (町民アンケート)	59.1% (令和7年度)	64.1% (令和12年度)	5年間

【基本的な方向】

- ⇒生活に必要なサービスが確保された利便性の高いまちをつくることで、あらゆる年代の町民がいつまでも安心して住み続けられるまちの実現を目指します。
- ⇒数値目標に設定した「住みたいと考える人の割合」が減少していることから、特に町民のニーズの高い買い物や通院などの分野を中心に生活利便性の向上を図ります。
- ⇒安心して住み続けられるまちの実現に向けて、高齢になっても外出がしやすいような環境の確保や、町の持続性の向上に貢献する公共施設の適正管理等の取組を推進します。
- ⇒まちづくりのさまざまな分野で庁外との連携や協働を推進し、町の環境を向上させることで“住みたい”と考える人を増やすことを目指します。

～基本目標を達成するためのデジタル技術活用方針～

- ①情報発信手段の複層化（メール、町公式LINE作成、アプリの導入など）
- ②各種施設運営・管理のデジタル化
- ③デジタル技術を活用した書かない窓口設置
- ④不用品交換や再利用しやすい仕組みづくり
- ⑤AI オンデマンドバスの運行
- ⑥医療と介護の連携による在宅生活支援（電子カルテ化、遠隔診療など）
- ⑦介護予防教室や健康相談などのオンライン化
- ⑧高齢者向けのスマートフォン利用教室などの開催

1 生活利便性の高いまちづくり



【重要業績評価指標】

項目	現状値	目標値	目標期間
普段の買い物等に不便を感じる人の割合（町民アンケート）	71.5% （令和7年度）	66.5% （令和12年度）	5年間
医療・福祉サービスに不便を感じる人の割合（町民アンケート）	60.6% （令和7年度）	55.6% （令和12年度）	5年間

【主な事業】

施策① 買い物がしやすい環境の整備

■大規模商業施設誘致推進事業【再掲】

生活に必要な物品が揃った大規模商業施設の誘致を推進する。

■小さな拠点づくり事業

周辺集落の中心等の場所で生活利便施設を集積した小さな拠点の形成と機能維持を図る。

■高齢者向けデジタル活用支援事業

高齢者を対象にしたスマートフォン講座等を入口に、買い物支援サービスやネットショッピング（インターネット通販）等の利用につながる高齢者のデジタル活用を支援する。

施策② 通院等がしやすい環境の整備

■医療環境整備事業

町民の医療環境の向上を図るため、入院設備等の必要な設備が整った医療機関の誘致や、既存施設の充実、近隣自治体との連携強化などを推進する。

■福祉産業育成・誘致事業

町内の高齢者向けサービス産業を育成するため、人材の確保や事業所の誘致を行う。

■高齢者向けデジタル活用支援事業【再掲】

高齢者を対象にしたスマートフォン講座等を入口に、各種の予約システムやオンライン診療（遠隔診療）等の利用につながる高齢者のデジタル活用を支援する。

■自家用旅客運送事業（交通空白地有償運送事業）（追加）

運転免許を持たない高齢者を対象に、交通空白地有償運送事業を実施することで通院環境を整える。

■病院の誘致・建設事業（追加）

町民の通院環境を整えるため、町内への病院誘致又は建設を検討する。

施策③ 行政手続きがしやすい環境の整備

■デジタル技術を活用した書かない窓口事業（追加）

役場庁舎内における窓口業務のデジタル化を推進し、書かない窓口等の導入を検討する。

施策④ 健康寿命の延伸と共生型地域社会の実現

■茨城型地域包括ケアシステム構築事業

高齢者を含めた全ての要援護者及びその家族等に対して隙間のない支援を提供する「茨城型地域包括ケアシステム」の構築を推進する。

■高年者クラブ活動支援事業

健康増進や余暇活動の充実等、高齢者の生きがいづくりにつながる高年者クラブ活動を支援する。

■ふれあいサロン事業

集落センターや公民館といった会場に加えて、空家、空店舗や住宅の空スペース等を活用したサロン活動、健康づくり活動等を促進する。

■見守り・安否確認・緊急通報のシステム推進事業

情報通信技術（ICT）を活用した高齢者の見守り・安否確認・緊急通報等のシステムの導入を検討する。

■運転免許の自主返納サポート事業

運転免許返納後の不安解消と移動手段の確保のため、運転免許自主返納者への支援の充実を図る。

■グループホーム誘致事業

障害を持った方々が町内で生きがいを持って暮らすことができるグループホームを誘致する。

施策⑤ 誰もが文化的かつ健康的に活動できる空間の創造

■都市防災公園整備事業（追加）

にぎわいの創出・防災機能の強化・心安らぐ憩いの場等を目的とした公園を整備する。

■複合施設整備事業（追加）

中心市街地を活性化することを目的とした複合施設を整備する。

■黒澤止幾生家の復元及び郷土資料館整備事業（追加）

黒澤止幾生家を復元するとともに、郷土資料館を整備し地域資源の魅力向上を図る。

■頓（徳）化原古墳を活用した公園整備事業（追加）

茨城県埋蔵文化財整理センター「いせきびあ茨城」に隣接している、頓（徳）化原古墳を復元して自然に癒やされながら歴史を学ぶことができる公園の整備を検討する。



2 快適な生活を支える基盤の整備

【重要業績評価指標】

項目	現状値	目標値	目標期間
居住誘導区域の人口密度（国勢調査の調査区別人口より算出）	18.1/ha （令和7年度）	16.0/ha （令和12年度）	5年間
ふれあいタクシーの年間利用者数	10.6千人 （令和6年度）	10.6千人 （令和12年度）	単年

【主な事業】

施策① コンパクトな市街地の形成

■適正市街地形成事業

土地利用の規制・誘導を通じて住宅や町民の生活を支える多様な都市機能の立地誘導を図る。

■低未利用地等活用促進事業

市街地内に点在する低未利用地等を快適で歩きやすい市街地を形成するために、緑地や子どもの遊び場、通り抜け通路等の地域共有の資源として活用する取組への支援を検討する。

施策② 移動しやすい道路・交通ネットワークの整備

■町道改良事業・幹線道路整備推進事業

安全で快適な道路環境の整備や、国・県に対する整備の働きかけを進める。

■路線バス運行補助事業

町民の日常生活を支える路線バスを維持するため必要な補助を行う。

■デマンド交通システム運行支援事業

路線バスの利用が困難な高齢者等の外出を促進する「ふれあいタクシー」の運行を支援する。

■公共交通活性化事業

公共交通の利用促進や、公共交通の維持・再編・活性化に向けた調査研究を実施する。

■次世代交通システム導入促進事業

道の駅等を拠点とした超小型モビリティ等の利活用や自動運転等の実証実験の実施を検討する。

施策③ 都市基盤の持続性の向上

■公共施設の耐震化推進事業

城里町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の計画的な耐震化や長寿命化を推進する。

■緊急治水対策プロジェクト推進事業

国及び県による堤防整備や河道の土砂掘削などの緊急治水対策を促進する。

■持続可能なインフラ維持・整備事業（追加）

人口減少下における「持続可能な上下水道事業」の実現に向け、施設配置の最適化及び維持管理・更新等の効率化、災害対策強化を行うため、広域化の推進やAI・デジタル等DX及びGXの導入・活用等を実施し、基盤となる官民連携・住民理解の促進を図る。

3 地域の問題解決力の強化



【重要業績評価指標】

項目	現状値	目標値	目標期間
自主防災組織設置数（城里町集計）	17団体 （令和6年度）	25団体 （令和12年度）	5年間 （累計）
連携協定数（城里町集計）	11件 （令和6年度）	20件 （令和12年度）	5年間 （累計）

【主な事業】

施策① 地域コミュニティの育成・強化

■自治振興事業

自治会組織を通じた地域と行政の連絡調整や自治組織の活性化を推進する。

■自主防災組織育成事業

災害時に地域住民がお互いに助け合う自主防災組織の育成と地域の実状に合わせた防災資機材の整備を行う。

■公民館管理運営事業・公民館施設維持管理事業

地域活動の拠点となる公民館・集会所の適正な維持管理と活用促進を推進する。

施策② 連携・協働の推進

■まちづくりカフェ事業

人と人を結ぶ交流の場・出会いの場としてまちづくりに関するさまざまなテーマで話し合う「カフェ」等の開催を推進する。その際には、子育て中の保護者の社会参加の促進にも努める。

■官・高・大連携プロジェクト

町と高校、大学との連携による地域課題の解決や地域の活性化を推進する。

■まちづくりパートナーシップ（協力・連携）推進事業

民間企業等との連携協定の締結拡大や連携を促進する窓口の設置を検討する。

■企業版ふるさと納税推進事業

企業による自治体への寄付や自治体との関係構築を促進する企業版ふるさと納税の利用拡大を図る。

■住民活動支援事業

人口減少の克服や地方創生、あらゆる世代にとって安全・安心な居住環境の形成に資する活動を行う住民組織やNPO等に対する支援を強化する。

■地方創生人材獲得事業

城里町の創生を担う人材派遣の受入や職員の育成を推進する。

■水道サポーター制度事業（追加）

水道利用者が水道事業の運営や取り組みをより深く理解し、住民視点での意見や提案により事業の改善・発展に貢献する制度を推進する。

■地域活性化企業人制度事業（追加）

都市部に所在する企業等と地方自治体が、協定書等に基づき社員を一定期間（6か月から3年）派遣し、地方自治体が取組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を活かし即戦力人材として業務に従事することで、地域活性化を図る取組を推進する。

■民間提案制度事業（追加）

自治体などが抱える地域課題や行政サービス向上に対し、民間事業者が自らのアイデアやノウハウを活用して解決策を提案・事業化する取組を推進する。

— 資料編 —

1 策定の経緯

本計画は、以下に示す「城里町まち・ひと・しごと創生本部会議」「城里町まち・ひと・しごと創生有識者会議」を中心に、町民アンケート等による町民の意向の反映や、庁内の城里町まち・ひと・しごと創生本部会議や各課へのヒアリング・意見照会なども実施して策定を進めました。

年月日	内 容
令和7年 5月19日（月）	定例幹部職員会議 ・第3期城里町総合戦略の策定について （関係各課局に策定方針説明）
6月 9日（月）	定例幹部職員会議 ・第2期城里町創生総合戦略の数値目標の検証について ・第3期城里町総合戦略に係る掲載施策・目標等の見直し作業について （関係各課局に作業依頼）
10月 1日（水）	第3期城里町創生総合戦略に関するアンケート調査 町広報紙、町HPIに2次元コードを掲載し、インターネット回答により以下内容を尋ねるアンケート調査を実施 1）城里町の暮らしやすさの評価 2）デジタル施策を推進するにあたり重視する施策 3）これからのまちづくりにおいて重視する取組
12月 5日（金）	第1回 城里町まち・ひと・しごと創生本部会議（書面開催） ・第3期城里町創生総合戦略（素案）について （関係各課局に作業依頼）
12月24日（水）	第1回 城里町まち・ひと・しごと創生有識者会議 ・第2期城里町創生総合戦略の数値目標の効果検証について ・第3期城里町創生総合戦略の策定について ・令和5年度及び令和6年度地方創生臨時交付金を活用した事業の効果検証について ・令和5年度及び令和6年度ふるさと納税実績について
令和8年 2月17日（火）	第2回 城里町まち・ひと・しごと創生本部会議（書面開催） ・第3期城里町創生総合戦略の策定状況について ・パブリックコメントの実施について
2月27日（金） ～3月23（月）	パブリックコメント ・第3期城里町創生総合戦略（案）に関する意見募集

2 城里町まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

平成 27 年 3 月 30 日

告示第 32 号

改正 平成 28 年 3 月 30 日告示第 59 号

(設置)

第 1 条 城里町創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び実施の推進に当たり、本町のまちづくりに関する識見を有する者及び町民の代表から意見を聴取するため、城里町まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(掌握事項)

第 2 条 有識者会議は、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 総合戦略の策定に関する調査及び審議
- (2) 総合戦略に基づく施策等の取組状況及び成果の検証
- (3) その他町の創生に関し必要なこと。

(組織)

第 3 条 有識者会議は、委員長及び委員をもって組織し、委員は 35 人以内とする。

2 委員長は副町長をもって充て、委員は地域の活性化等に優れた見識を有する者の中から町長が委嘱する。

3 委員長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

5 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 4 条 有識者会議の会議は委員長が招集する。

2 委員長は、会議において必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 有識者会議の庶務は、まちづくり戦略課において処理する。

(その他)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、有識者会議の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年告示第 59 号）抄

(施行期日)

1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前の告示の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 城里町まち・ひと・しごと創生有識者会委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	三 村 孝 信	城里町議会議長	
2	猿 田 正 純	城里町議会総務民生常任委員会委員長	
3	桜 井 和 子	城里町議会教育産業常任委員会委員長	
4	廣 木 和 久	城里町商工会会長	
5	河原井 大介	水戸農業協同組合常北地区常任理事	
6	阿久津 貴守	常陸農業協同組合笠間地区理事	
7	砂 金 祐 年	常磐大学総合政策学部総合政策学科教授	
8	稲 邊 香 織	(株)常陽銀行石塚支店長	
9	中 森 泰 徳	(株)筑波銀行常北支店長	
10	南 條 治	城里町区長会会長	
11	藤 田 悟 史	城里町副町長	委員長

敬称略

4 城里町まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

平成 27 年 5 月 27 日

告示第 74 号

改正 令和 7 年 4 月 1 日告示第 90 号

（趣旨）

第 1 条 急速な少子高齢化の進展に対応し、人口減少対策を推進するとともに、将来にわたって活力ある城里町を築き上げていくため、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、城里町人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）及び城里町創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定するとともに、町の創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、城里町まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）人口ビジョンの策定に関すること。
- （2）総合戦略の策定及び進行管理並びに検証に関すること。
- （3）その他町の創生に関し必要なこと。

（組織）

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には町長を、副本部長には副町長をもって充てる。

3 本部員には、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（本部会議）

第 4 条 本部長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（有識者会議）

第 5 条 本部長は、人口ビジョン及び総合戦略の策定にあたり、各分野から幅広く意見を求めるための有識者会議を設置する。

2 有識者会議は、産業界、大学、金融機関等の有識者及び町民の代表者をもって構成する。

（専門部会等の設置）

第 6 条 本部長は、本部の所掌事項を効果的に推進するため、必要に応じて専門部会及びワーキンググループを設置することができる。

（庶務）

第 7 条 本部及び専門部会の庶務は、まちづくり戦略課において処理する。

（補則）

第 8 条 この告示に定めるもののほか、本部、有識者会議及び専門部会等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年告示第 90 号）抄

（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に改正前の告示の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第 3 条関係）

教育長
総務課長
町民課長
財務課長
税務課長
国保年金課長
長寿応援課長
健康福祉課長
農業政策課長
都市建設課長
上下水道課長
会計課長
教育委員会事務局長
農業委員会事務局長
議会事務局長

5 城里町まち・ひと・しごと創生本部委員名簿(策定時点)

	氏 名	所 属	備 考
1	上 遠 野 修	町長	本部長
2	藤 田 悟 史	副町長	副本部長
3	添 田 智	教育長	
4	大 津 好 男	総務課長	
5	羽 部 理 恵	町民課長	
6	雨 宮 忠 芳	財務課長	
7	佐 藤 宰	税務課長	
8	富 江 一 也	国保年金課長	
9	稲 川 弘 美	長寿応援課長	
10	飯 村 正 則	健康福祉課長	
11	興 野 隆 喜	農業政策課長	
12	加 藤 孝 行	都市建設課長	
13	江 幡 守 仁	上下水道課長	
14	所 克 実	会計課長	
15	廣 木 仁	教育委員会事務局長	
16	山 崎 栄 一	農業委員会事務局長	
17	興 野 友 宣	議会事務局長	
18	園 部 繁	まちづくり戦略課長	事務局

敬称略

**城里町まち・ひと・しごと創生
第3期城里町創生総合戦略**

発行 令和8年4月
編集 城里町まちづくり戦略課
〒311-4391
茨城県東茨城郡城里町大字石塚1428番地の25
Tel : 029-288-3111(代)
Fax : 029-288-3113
Email : machi@town.shirosato.lg.jp
HP : <https://www.town.shirosato.lg.jp/>